

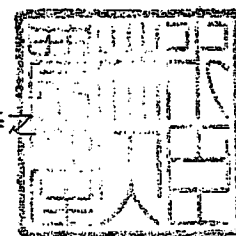
16消安第1609号

平成16年5月28日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第191号）
- 2 押角の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1204号）
- ③ 耳付き材の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1205号）
- 4 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年1月20日農林省告示第38号）
- 5 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年5月20日農林省告示第493号）
- 6 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第802号）
- 7 特種かん詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第805号）
- 8 まくら木の日本農林規格（昭和41年4月18日農林省告示第539号）
- 9 素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）
- 10 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和49年10月31日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

○耳付き材の日本農林規格

〔昭和三十五年十二月一日
農林省告示第千二百五号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革

昭和四二年一月二日 八四号外 農林省告示第一八四二号

〔製材の日本農林規格附則二項による改正〕

昭和四二年一月二日 八四号外 農林省告示第一八四三号

〔第一次改正〕

昭和四七年一月四日号外 農林省告示第一八九二号

〔製材の日本農林規格附則六項による改正〕

平成 八年 七月二一日号外 農林省告示第一〇八六号

〔広葉樹製材の日本農林規格附則七項による改正〕

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第二項

〔現行Ⅱ農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項Ⅱ昭和四五年五月法律九二号により改正〕の規定に基づき、耳付き材の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日から施行する。

耳付き材の日本農林規格

第十六編 農林 第九章 農林物資規格

耳付き材の日本農林規格

（適用の範囲）

第一条 この規格は、耳すりをしない製材（以下「耳付き材」という。）に適用する。

（耳付き材の厚さ及び幅）

第二条 耳付き材の厚さは、材の最小横断面の平行な二直線間の距離とする。

2 耳付き材の幅は、針葉樹の厚さ六センチメートル未満のものにあつては長さの中央における横断面の上辺（平行な二直線の短い方をいう。以下同じ。）、針葉樹の厚さ六センチメートル以上のものにあつては長さの中央における横断面の平均辺（平行な二直線の平均をいう。以下同じ。）、広葉樹の厚さ六センチメートル未満のものにあつては最小横断面における上辺と最大横断面における上辺との平均、広葉樹の厚さ六センチメートル以上のものにあつては最小横断面の平均辺と最大横断面の平均辺との平均とする。

二項…一部改正〔昭和四二年一月二日農林省第一八四三号〕

（針葉樹の耳付き材の標準寸法）

第三条 針葉樹の耳付き材の標準寸法は、別表のとおりとする。

本条…追加〔平成八年七月農水省第一〇八六号〕

（針葉樹の耳付き材の規格）

第四条 針葉樹の耳付き材の規格は、次のとおりとする。

一 まさ目材以外のもの

等級	欠点事項		節（材面におけるかけ、きず及びあなを含む。）	木口割れ（材面における割れを含む。）又は目まわり	あて
	最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	最小ひき面幅と最大ひき面幅との比			
一 等	六〇パーセント以上のもの	長径が三センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき三個以下のもの	一〇パーセント以下のもの	五パーセント以下のもの。	五パーセント以下のもの。
二 等	四〇パーセント以上のもの	長径が五センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき五個以下のもの	二〇パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のもの。	一〇パーセント以下のもの。
三 等	制限しない	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの

根もく	腐れ又は虫食	その他の欠点	測定した寸法と表示された寸法との差
一五パーセント以下のもの	きわめて軽微なもの	軽微なもの	1 厚さの差 (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満 (2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満
三〇パーセント以下のもの	軽微なもの	顕著でないもの	2 幅の差 マイナス一・〇ミリメートル未満
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	3 長さの差 マイナス〇

(注) (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のそ

※〔法規六二二〕⑤〇〇

の存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。

- (2) あて又は根もくの百分率は、あて又は根もくの部分の面積の材面の面積に対する割合による。

- (3) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては、良面（欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ）、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面（欠点の程度の大きい材面をいう。以下同じ）について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比及びその他の欠点については、この限りでない。

- (4) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは、三等に相当するものを除き、一階級下げる。

二 長さ目材

欠点事項	等級
最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	一 等
七〇パーセント以上のもの	二 等
五〇パーセント以上のもの	三 等
制限しない	
節（材面におけるかけ、きず及びあなを含む。）	次の各号のいずれかに該当するもの
1 径が三セ	次の各号のいずれかに該当するもの
1 径が六セ	上記の限度をこえて存するもの

ンチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材であつて、節のない部分の長さが三・六メートル以上のもの又は節のない部分が二箇所以上あり、それぞれの長さが二・七メートル以上及び〇・九メートル以上であるもの
ンチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材であつて、節のない部分の長さが二・七メートル以上のもの又は節のない部分が二箇所以上あり、それぞれの長さが一・八メートル以上及び〇・九メートル以上であるもの

その他の欠点	腐れ又は虫食	あて	木口割れ（材面における割れを含む）又は目まわり	の	の	
怪微なもの	怪微なもの。ただし、節のない部分の長さ又は幅の算定に係る部分にないもの	五パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のもの	3 連続して節がない部分の幅が材の幅の八五パーセント以上のもの	3 連続して節がない部分の幅が材の幅の六〇パーセント以上のもの	
顕著でないもの	顕著でないもの。ただし節のない部分の長さ又は幅の算定に係る部分にないもの	一〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの			
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの			

測定した寸法と表示された寸法との差	
1 厚さの差	(1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満
2 幅の差	(2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満
3 長さの差	マイナス〇

(注)

- (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のその存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。
- (2) 節の径は、その存する材面における幅の方向のりよう線に平行なその節の二切線間の距離とする。ただし、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節で他材面に貫通したものの径は、その実測した径の二倍とみなす。
- (3) あての百分率は、あての部分の面積の材面の面積に対する割合による。
- (4) 等級の判定は、不良面について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比及びその他の欠点については、こ

の限りでない。

(5) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは、三等に相当するものを除き、一階級下げる。

本条…全部改正〔昭和四二年二月農林省一八四三号〕、旧三条…継下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(広葉樹の耳付き材の規格)

第五条 広葉樹の耳付き材の規格は、次のとおりとする。

一 まさ目材以外のもの

等級	欠点事項		
	一 等	二 等	三 等
節(材面におけるかけ、きず、あな、かなすじ及び入り皮を含む。)	長径が五センチメートル以下で材の長さは二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	長径が八センチメートル以下で材の長さは二メートル又は二メートル未満の端数につき四個以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
木口割れ又は目まわり	一〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
干割れ	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を

※〔法規六一二二〕㊟

測定した寸法と表示された寸法との差	その他の欠点		
	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの
1 厚さの差 (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナスイ・五ミリメートル未満 (2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナスイ・〇ミリメートル未満	辺材(なら、たぶ、まかば及びかつらに限る。)	一材面において二〇パーセント以下、これに相對する材面において四〇パーセント以下のもの	の 上記の限度をこえて存するもの
	腐れ又は虫食	軽微なもの	上記の限度をこえて存するもの
	きわめて軽微なもの	の	の

の限りでない。

- (5) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは、三等に相当するものを除き、一階級下げる。

本条…全部改正〔昭和四二年二月農林省一八四三号〕、旧三条…継下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(広葉樹の耳付き材の規格)

第五条 広葉樹の耳付き材の規格は、次のとおりとする。

一 まさ目材以外のもの

等級	欠点事項	
	一 等	二 等
節(材面におけるかけ、きず、あな、かなすじ及び入り皮を含む。)	長径が五センチメートル以下で材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	長径が八センチメートル以下で材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき四個以下のもの
木口割れ又は目まわり	一〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの
干割れ	軽微なもの	顕著でないもの
	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの

※〔法規六一二二〕

辺材(なら、たぶ、まかば及びかつらに限る。)	材面において二〇パーセント以下、これに相對する材面において四〇パーセント以下のもの	材面において五〇パーセント以下のもの又は一材面でないもの	材面において上記の限度をこえて存するもの
腐れ又は虫食い	きわめて軽微なもの	軽微なもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの
測定した寸法と表示された寸法との差	1 厚さの差 (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満 (2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満		

2 幅の差 マイナス・〇ミリメートル未満
3 長さの差 マイナス〇

(注)

- (1) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては良面、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面について行なう。ただし、目まわり、辺材、及びその他の欠点についてはこの限りでない。
- (2) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは三等に相当するものを除き、一階級下げる。

二 まさ目材

等級	欠点事項	最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	節（材面におけるかけ、きず、あな、かなすじ及び入
一 等		七〇パーセント以上のもの	次の各号のいずれかに該当するもの
二 等		五〇パーセント以上のもの	次の各号のいずれかに該当するもの
三 等		制限しない	上記の限度をこえて存するもの

り皮を含む。）

1 径が三センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき一個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材にあつて、節のない部分の長さが三・六メートル以上のもの又は節のない部分の長さが二箇所にわたり、それぞれ、その長さが二・七メートル以上及び〇・
1 径が六センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材にあつて、節のない部分の長さが二・七メートル以上のもの又は節のない部分の長さが二箇所にわたり、それぞれ、その長さが一・八メートル以上及び〇・

※〔法規六一二二〕⑤④

67

測定した寸法	その他の欠点	腐れ又は虫食	干割れ	木口割れ又は目まわり	
1 厚さの差	軽微なもの	ないもの	軽微なもの	一〇パーセント以下のもの	3 連続して節のない部分の幅が材の幅の八五パーセント以上のもの 九メートル以上であるもの
	顕著でないもの	軽微なもの	顕著でないもの	二〇パーセント以下のもの	3 連続して節のない部分の幅が材の幅の六〇パーセント以上のもの 九メートル以上であるもの
	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	

と表示された寸法との差
(1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満
(2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満
2 幅の差 マイナス一・〇ミリメートル未満
3 長さの差 マイナス〇

(注)

- (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のその存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。
- (2) 節の径は、その存する材面における幅の方向のりよう線に平行なその節の二切線間の距離とする。ただし、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節で他材面に貫通したものの径は、その実測した径の二倍とみなす。
- (3) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては良面、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、目まわり及びその他の欠点については、この限りではない。

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 耳付き材の日本農林規格

本条…全部改正〔昭和四二年二月農林省一八四三号〕、旧四条…繰下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

（広葉樹製材の日本農林規格の準用）

第六条 耳付き材については、前各条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八十六号）の規定を準用する。

見出・本条…一部改正〔昭和四二年二月農林省一八四三号〕、本条…一部改正〔昭和四七年一〇月農林省一八九二号〕、見出・本条…一部改正・旧五条…繰下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

別表 (第六条関係)

針葉樹の耳付き材の標準寸法

材 種 (mm)	材 質 (mm)																				尺 寸 (m)				
	7	9	11	13	15	18	20	24	27	30	33	36	40	45	50	55	60	70	75	85	90	100	105	120	
7												36													
9												36													
11												36													
13												36													
15												36													
18												36													
20												36													
24												36													
27												36													
30												36													
33												36													
36												36													
40												36													
45												36													
50												36													
55												36													
60												36													
70												36													
75												36													
85												36													
90												36													
100												36													
105												36													
120												36													

本表…追加〔平成8年7月農水省1086号〕

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 耳付き材の日本農林規格

附 則〔昭和四十二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四十二年二月八日農林省告示第一八四三号〕

昭和四十三年一月十日から施行する。

附 則〔昭和四十七年一〇月一四日農林省告示第一八九二号抄〕

1 この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。